

役員等の報酬等規程

社会福祉法人アムノスの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アムノスの会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の報酬等)

第4条 理事長には別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が法人指導検査への立会及び運営状況の指導又は、監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び実費弁償費及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

令和2年6月26日 改訂

別表 1

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円	なし

別表 2

	報 酬 (月額)	実費弁償費 (日額)
理事長業務報酬等	100,000 円	なし

別表 3

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事業務報酬等	5,000 円	なし
監事業務報酬等	5,000 円	なし

別表 4

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円	なし

別表 5

旅 費	宿泊費 (日額)	日 当 (日額)	そ の 他
実 費	8,000 円	5,000 円	実 費